**柏原市民間社会福祉施設連絡会（地域貢献委員会）**

**生活支援事業規程**

（目　的）

第１条　この事業は、柏原市民間社会福祉施設連絡会（地域貢献委員会）（以下「連絡会」という。）が柏原市内に居住する者を主な対象者として、やむを得ない事情により生計の維持が困難となった場合に、緊急支援として給付金と必要な相談援助を行うことで、生活の自立促進を支援することを目的とする。

（運営）

第２条　この規程は、連絡会が主体となり運営し、相談内容に応じて、加入する各施設の長（以下「各長」という。）の判断で支給する。

（財　源）

第３条　連絡会加入施設より事業費として、一施設一口5,000円以上を徴収し、財源とする。

（対象者）

第４条　この事業の対象は、柏原市内に居住する者とする。

（受付・決裁）

第５条　各長は、この事業の対象者となり得る者を面接し、生計の維持が困難となっている理由、状況等を聴取する。

２　各長は、聴取した内容に基づき、支給決定書（様式１）に必要事項を記入し、受付を行う。

３　対象者が連絡会に加入する施設の利用者で、その施設関係者が相談する場合は、当該施設で受付・決裁まで行う。

４　前項の場合以外は、柏原市社会福祉協議会で受付・決裁まで行う。

（必要な書類）

第６条　各長は、対象者に本人・住所が確認できる書類等（免許証・健康保険証・年金手帳など）の提示を求め、生活支援事業支給決定書の内容について確認する。

（決　定）

第７条　各長は、聴取した内容に基づき申請された生活支援事業支給決定書（様式１）にて支給の決定を行い、給付する。

（給付の内容）

第８条　各長は、相談一件当たり給付金として上限10,000円の範囲で支給する。
（頻　度）

第９条

同一人物に対して支給する場合は、前回の支給日より６ヶ月以上経過している事とする。

（返　金）

第１０条　この事業は、基本的には返金は求めない。しかし、受給者がこの事業の趣旨を理解の上、のちに返金を希望する場合は、応じるものとする。

附　　則

この規程は、平成２６年３月４日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、令和５年９月１日から施行する。